

# 令和 8 年度朝日町新婚生活応援事業交付要綱

令和 8 年 4 月 1 日施行

## (目的)

第 1 条 この要綱は、新しい夫婦の門出を祝福し、もって定住人口の増と活力あるまちづくりを推進させるため、新婚世帯に対し朝日町新婚生活応援事業（以下「応援事業」という）を実施するものとし、その応援事業について、朝日町補助金等の適正化に関する規則（昭和 58 年規則第 8 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において、新婚世帯とは、令和 8 年 1 月 1 日以降に婚姻届を提出し、受理された夫婦とする。

## (対象世帯)

第 3 条 応援事業の交付を受けることができる世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 令和 8 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間において朝日町内または朝日町外で婚姻届が受理された世帯が、朝日町内に居住し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定による住民登録を行っていること。
  - (2) 夫婦で町内に 1 年以上居住する予定の世帯であること。
  - (3) 町税等を滞納していないこと。
  - (4) 過去にこの制度及び朝日町結婚新生活支援事業に基づく補助を受けたことがないこと。
  - (5) 朝日町外で婚姻届を受理された世帯については、過去に町外で同様の趣旨の補助を受けたことがないこと。
  - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を含まないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、婚姻関係にあった者同士が前項第 1 号に定める期間に婚姻届を提出し、再度婚姻関係になった場合には、支給の対象としない。

## (交付内容)

第 4 条 補助金の額は、100,000 円とし朝日町地域商品券（以下「商品券」という。）を交付するものとする。また、以下に該当する場合には補助金の額を加算するものとする。ただし、補助金の上限額は 300,000 円とする。

- (1) 対象となる夫婦に婚姻時に扶養する子（出生の日から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者）がいる場合には、1 名につき 50,000 円を加算する。
- (2) 対象となる夫婦共に婚姻時における年齢が 29 歳以下である場合には、50,000 円を加算する。

## (補助金の交付申請)

第 5 条 応援事業を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、朝日町新婚生活応援事業交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、

令和9年3月末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 戸籍謄本の写し（全部事項証明）又は婚姻届受理証明書
  - (2) 住民票の写し（結婚を機に新たに居住した住宅へ異動後の住民票で世帯全員分）
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査及びその他必要な調査を行い、朝日町新婚生活応援事業交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第6条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の全部または一部を取り消すことができる。その場合、朝日町新婚生活応援事業交付取消通知書（様式第3号）を申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金の交付申請日から1年以内に生活の本拠を朝日町外に移すことになったとき。ただし、住民登録を行った者の一方において単身赴任等の特別な事情が生じた場合はこの限りでない。
  - (2) 偽りその他不正な手段により交付の決定を受けたとき。
  - (3) 交付の決定に付した条件に違反する行為があったとき。
  - (4) この要綱に違反する行為があったとき。
  - (5) その他町長が交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、既に支払った商品券の全部について、期限を定めて当該交付決定者に対し、その返還を請求するものとする。
- 3 前項の規定により商品券の返還の請求を受けた交付決定者は、返還の請求があった金額と同額を現金で町長が定める期限までに返還しなければならない。

（報告等）

第7条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、交付決定者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

- 2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

朝日町長 様

申請者 住所 朝日町大字 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 連絡先 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

## 朝日町新婚生活応援事業交付申請書

朝日町新婚生活応援事業交付要綱第5条第1項の規定に基づき、関係する書類を添えて補助金の交付を申請します。

夫	フリガナ		生年月日	婚姻時の年齢
	氏名		S・H 年 月 日	歳
	転入前の居住地 (転入者の場合)			
妻	フリガナ		生年月日	婚姻時の年齢
	氏名		S・H 年 月 日	歳
	転入前の居住地 (転入者の場合)			
婚姻届提出日		年 月 日		
新居に住民票を置いた日	(夫)	年 月 日		
	(妻)	年 月 日		
扶養する子の人数		※扶養する子（出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）		
補助申請金額		円 ※夫婦に扶養する子がいる場合は1名につき5万円、婚姻時に夫婦が共に29歳以下の場合は5万円を加算（補助上限30万）		
添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本の写し又は婚姻届受理証明書 <input type="checkbox"/> 住民票（住民票謄本）の写し <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）			
同意欄	<input type="checkbox"/> 私（申請者）及び世帯全員は、朝日町新婚生活応援事業交付要綱第3条第1項各号に該当します。 <input type="checkbox"/> 私（申請者）及び世帯全員は、第6条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、第6条第3項の規定に基づく返還命令に従い、同条の規定のとおり受けた補助金の全額を現金で返還します。 <input type="checkbox"/> 私（申請者）及び世帯全員は、本申請事項の確認のため、町が対象者の必要な情報等について調査、閲覧、取得することに同意します。 上記3項目についてその趣旨を理解し、申請することに同意します。  令和 年 月 日 氏名 _____			

様式第2号（第5条関係）

朝政発第 号  
年 月 日

申請者 様

朝日町長

朝日町新婚生活応援事業交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました朝日町新婚生活応援事業交付申請書について、内容を審査した結果、朝日町新婚生活応援事業交付要綱第5条第2項の規定に基づき、交付することを決定（却下）しましたので通知します。

1. 交付決定額

2. 却下の理由

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

申請者 様

朝日町長

朝日町新婚生活応援事業交付取消通知書

年 月 日付けで申請のありました朝日町新婚生活応援事業について下記の通り交付を取消したので、朝日町新婚生活応援事業交付要綱第6条第1項の規定に基づき通知します。

1. 取消の理由

2. 取り消した交付決定の内容

(1) 交付決定額 \_\_\_\_\_円

(2) 交付決定を取り消した金額 \_\_\_\_\_円

3. 返還を命ずる金額 \_\_\_\_\_円

4. 返還期限 \_\_\_\_\_

5. 返還方法 \_\_\_\_\_